

## 我が国のCJDサーベイランス体制

## 感染症予防法の対象となる疾病の概観

分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性	指定方法	
一類感染症 [エボラ出血熱、ペスト等] (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・対人：原則入院 ・対物：消毒等の措置 (例外的に、建物への措置、交通の制限等の措置もあり)	・人から人に伝染する疾病であること ・その感染力と罹患した場合の病態の重篤性から危険性を判断	・国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症について、法律上に規定する措置をとるため	法律	
二類感染症 [コレラ、細菌性赤痢等] (一部、疑似症患者も適用あり)	・対人：状況に応じて入院 ・対物：消毒等の措置				
三類感染症 [腸管出血性大腸菌感染症]	・対人：特定職種への就業制限 ・対物：消毒等の措置				
四類感染症 [E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱]	・動物への措置を含む消毒等の措置	・動物、物件を介して人に感染する疾病であること ・国民の健康に影響を与えるおそれあり	法律例示 + 政令	法律例示 + 省令	
五類感染症 [インフルエンザ、クロイツフェルト・ヤコブ病]	・国民や医療関係者への情報提供によって発生・拡大を防止すべき感染症	・国民の健康に影響を与えるおそれあり			
指定感染症 (1年間に限定した指定) (疑似症患者、無症状病原体保有者も適用あり)	・既知の感染症のうち、一～三類に分類されない感染症について、一～三類感染症に準じた対人・対物措置を実施(適用する措置は政令で限定)	・既知の感染症であること ・一～三類感染症と同程度の危険性を有すること	・国内での発生・拡大を想定していなかった感染症について、実際に発生又はその危険性があるとき迅速に対応するため	政令	
新感染症	・当初：都道府県知事が厚生労働大臣の指導・助言を得て又は指示を受けて応急対応する感染症 ・症状等の特定が可能となった段階：政令による指定を行い対応する感染症(要件は随時見直し)	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言を行う 一類感染症に準じた対応を行う	・人から人に伝染すると認められること ・既知の感染症でないこと ・感染力と罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高いこと	・全く未知の感染症について、万が一国内で発生したときの対応について法的根拠を与えるため	当初は厚生労働大臣の指導・助言 ↓ 政令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について

1 一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)重症急性呼吸器症候(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、(4)痘そう、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

2 二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)コレラ、(10)細菌性赤痢、(11)ジフテリア、(12)腸チフス、(13)パラチフス

3 三類感染症

(14)腸管出血性大腸菌感染症

4 四類感染症

(15)E型肝炎、(16)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、(17)A型肝炎、(18)エキノコックス症、(19)黄熱、(20)オウム病、(21)回帰熱、(22)Q熱、(23)狂犬病、(24)高病原性鳥インフルエンザ、(25)コクシジオイデス症、(26)サル痘、(27)腎症候性出血熱、(28)炭疽、(29)つつが虫病、(30)デング熱、(31)ニパウイルス感染症、(32)日本紅斑熱、(33)日本脳炎、(34)ハンタウイルス肺症候群、(35)Bウイルス病、(36)ブルセラ症、(37)発しんチフス、(38)ボツリヌス症、(39)マラリア、(40)野兔病、(41)ライム病、(42)リッサウイルス感染症、(43)レジオネラ症、(44)レプトスピラ症

5 五類感染症(全数)

(45)アメーバ赤痢、(46)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、(47)急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)、(48)クリプトスポリジウム症、(49)クロイツフェルト・ヤコブ病、(50)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(51)後天性免疫不全症候群、(52)ジアルジア症、(53)髄膜炎菌性髄膜炎、(54)先天性風しん症候群、(55)梅毒、(56)破傷風、(57)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(58)バンコマイシン耐性腸球菌感染症

6 五類感染症(定点)

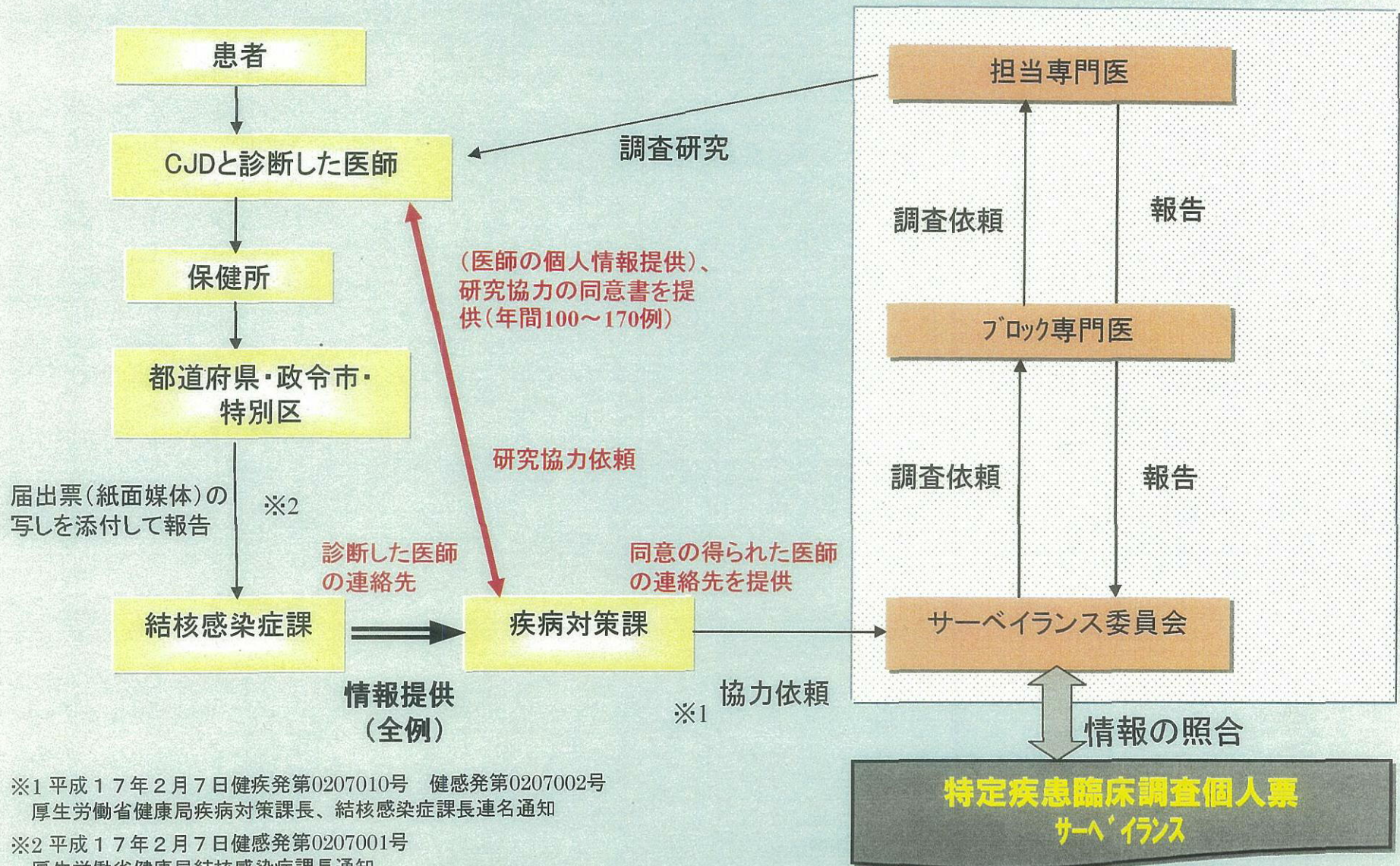
(59)RSウイルス感染症、(60)咽頭結膜熱、(61)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(62)感染性胃腸炎、(63)水痘、(64)手足口病、(65)伝染性紅斑、(66)突発性発しん、(67)百日咳、(68)風しん、(69)ヘルパンギーナ、(70)麻しん(成人麻しんを除く)、(71)流行性耳下腺炎、(72)インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く)、(73)急性出血性結膜炎、(74)流行性角結膜炎、(75)性器クラミジア感染症、(76)性器ヘルペスウイルス感染症、(77)尖圭コンジローマ、(78)淋菌感染症、(79)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(80)細菌性髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎は除く)、(81)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(82)マイコプラズマ肺炎、(83)成人麻しん、(84)無菌性髄膜炎、(85)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(86)薬剤耐性緑膿菌感染症

7 指定感染症

(87)インフルエンザ(H5N1)



# 感染症発生動向調査を用いたCJDの調査



※1 平成17年2月7日健疾発第0207010号 健感発第0207002号  
厚生労働省健康局疾病対策課長、結核感染症課長連名通知

※2 平成17年2月7日健感発第0207001号  
厚生労働省健康局結核感染症課長通知

※3 平成12年9月8日健医疾発74号  
厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知



## 平成18年度におけるCJDサーベイランス体制の強化

本年2月に国内における最初のvCJD症例が確認されたことを受け、CJDの確定診断等に対する支援を行うことなどにより、CJDサーベイランス体制の強化を図るものである。

### 1 神経難病患者在宅医療支援事業(改) 18百万円 → 24百万円

クロイツフェルト・ヤコブ病等神経難病について、新変異種を早期に確認し、その原因究明及び感染経路等を解明するため、神経難病患者を診察した医師が、診療上、疑問点を抱いた場合等に緊急にその疾患の専門医等と連絡が取れる体制を整備するとともに、新変異種等の対応に苦慮する症例に際し、担当医が都道府県に専門医の派遣を要請し、都道府県が医師等を派遣する体制等を整備する。

- 実施主体 : 都道府県
- 事業内容
  - ・ 支援チーム派遣経費(既定分)
  - ・ 確定診断(剖検等)経費(新規分)

### 2 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業(改)

※保健衛生施設等設備整備費<メニュー>

入院医療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保、受入れ体制等の整備が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院への医療機器設備の整備を推進するものである。

- 実施主体 : 地方公共団体、公的医療機関及び医療法人等非営利法人
- 事業内容
  - ・ 人工呼吸器(既定分)
  - ・ 患者監視(モニタリング装置)(既定分)
  - ・ 電気メス(新規分)
  - ・ 電気鋸(新規分)

### 3 CJD二次感染防止に関する検討会経費(新規) 0百万円 → 30百万円

CJD感染拡大防止の観点から二次感染リスクを生じた者に対する対応を検討し、適切な支援方策のあり方等を検討する。